

第 101 号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させること  
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり  
大分市

	名称	所在地
大分市鶴崎市民行政センター	多目的ルーム	大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号
	会議室	
大分市植田市民行政センター	多目的ルーム	大分市大字玉沢 743 番地の 2
	会議室	
ホルトホール大分	市民ホール	大分市金池南一丁目 5 番 1 号
	大分市総合社会福祉保健センター	
	大分市産業活性化プラザ (創業支援ルームを除く。)	
	駅南屋上公園	
コンパルホール	エントランスホール	大分市府内町一丁目 5 番 38 号
	市民体育館	
	大分市大分中央公民館	
	文化ホール	
	ホワイエ	
	多目的ホール	
	特別会議室	
	茶室	
会議室		

	市民ギャラリー	
	音楽練習室	
	リハーサル室	
	楽屋	
	市民プラザ	
平和市民公園能楽堂		大分市牧緑町1番30号
大分市宇曾山荘		大分市大字入蔵635番地の1
津留運動公園		大分市西浜29番1 外
駄原総合運動公園		大分市新春日町一丁目2881番18 外
鶴崎公園		大分市東鶴崎一丁目1772番1
桃園公園		大分市寺崎町二丁目8番
松原緑地		大分市大字三佐1429番 外
日岡公園		大分市向原西一丁目2番1
弁天島公園		大分市弁天島四丁目1935番22
向原公園		大分市向原沖二丁目1番
松栄山公園		大分市大字牧1420番
日吉原緑地		大分市大字細 外
南大分スポーツパーク		大分市大字羽屋432番1 外
七瀬川自然公園		大分市大字市188番 外
鶴崎スポーツパーク		大分市大字鶴崎88番1 外
上野丘子どものもり公園		大分市大字上野866番 外
大分市大分西部公民館		大分市王子新町5番1号
大分市大分南部公民館		大分市大字曲1113番地
大分市南大分公民館		大分市大字豊饒76番地の1
大分市大分東部公民館		大分市日吉町3番1号
大分市明治明野公民館		大分市明野北四丁目7番8号
大分市鶴崎公民館		大分市東鶴崎一丁目1番7号
大分市大南公民館		大分市大字中戸次4491番地の2
大分市植田公民館		大分市大字玉沢789番地
大分市坂ノ市公民館		大分市坂ノ市西一丁目10番6号
大分市大在公民館		大分市政所一丁目4番18号
大分市佐賀関公民館		大分市大字佐賀関1407番地の27

大分市野津原公民館	大分市大字野津原 2885 番地
大分市情報学習センター	大分市大字荏隈 309 番地の 1
大分市美術館（研修室に限る。）	大分市大字上野 865 番地
アートプラザ	大分市荷揚町 3 番 31 号
大分市宮陸上競技場	大分市西浜 1 番 1 号
大分市西部スポーツ交流ひろば	大分市大字金谷迫 836 番地の 1
大分市野津原運動場	大分市大字入蔵 500 番地
大分市国分多目的運動広場	大分市大字国分 2040 番地

## 別府市

名称	所在地
別府市中央公民館	別府市上田の湯町 6 番 37 号
別府市市民会館	別府市上田の湯町 6 番 37 号
別府市北部地区公民館	別府市上人ヶ浜町 2191 番地の 1
別府市北部地区公民館なでしこ分館	別府市上人ヶ浜町 1 番 28 号
別府市西部地区公民館	別府市大字南立石 2139 番地の 15
西部地区体育館	別府市大字南立石 2139 番地の 15
別府市中部地区公民館	別府市大字北石垣 1839 番地の 1
中部地区体育館	別府市大字北石垣 1841 番地 1
別府市南部地区公民館	別府市浜脇一丁目 8 番 20 号
南部地区体育館	別府市浜脇一丁目 8 番 20 号
別府市朝日大平山地区公民館	別府市大字鶴見 940 番地の 2
朝日大平山地区体育館	別府市大字鶴見 940 番地の 1
別府市野口ふれあい交流センター	別府市野口元町 12 番 43 号
野口ふれあい体育館	別府市野口元町 12 番 43 号
野口ふれあいグラウンド	別府市野口元町 12 番 43 号
別府市立少年自然の家「おじか」	別府市大字別府 4374 番地
別府市コミュニティーセンター	別府市上野口町 29 番 13 号
総合体育館	別府市青山町 8 番 37 号
体育館	別府市大字別府 3016 番地の 1
実相寺パークゴルフ場	別府市大字鶴見 3470 番地
実相寺サッカー競技場	別府市大字鶴見 3705 番地

実相寺サッカー競技場管理棟	別府市大字鶴見 3705 番地
実相寺多目的グラウンド	別府市大字鶴見 3763 番地の 1
実相寺中央公園管理棟	別府市大字鶴見 3763 番地
市民球場	別府市大字鶴見 3747 番地
実相寺球場	別府市大字鶴見 3708 番地
弓道場	別府市大字鶴見 3801 番地の 20
青山プール	別府市大字別府 3088 番地の 1
温水プール	別府市大字別府 3088 番地の 9
アーチェリー場	別府市大字鶴見 3801 番地の 20
野口原総合運動場	別府市大字別府 3088 番地の 9
浜脇中学校運動場夜間照明施設	別府市大字浜脇 1208 番地
青山中学校運動場夜間照明施設	別府市大字別府 3088 番地の 1
別府中央小学校運動場夜間照明施設	別府市京町 818 番地の 398
北部中学校運動場夜間照明施設	別府市大字亀川 231 番地
公園テニスコート	別府市青山町 7 番 27 号

## 臼杵市

名称	所在地
臼杵市総合公園	臼杵市大字諏訪字北ヶ迫 790 番地
野津吉四六ランド運動広場	臼杵市野津町大字原 326 番地
臼杵市民グラウンド	臼杵市大字臼杵 81 番 118
臼杵市柔剣道場	臼杵市大字臼杵 81 番 95
臼杵市テニスコート	臼杵市大字諏訪 784 番 7
南中学校グラウンド夜間照明施設	臼杵市大字搔懐 2227 番
東中学校グラウンド夜間照明施設	臼杵市大字臼杵 71 番 18
臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪 595 番 5
臼杵市中央公民館	臼杵市大字臼杵 2 の 107 番 562
臼杵市公会堂	臼杵市大字臼杵 2 の 107 番 562
臼杵市野津中央公民館	臼杵市野津町大字野津市 184 番地
臼杵市民会館	臼杵市大字臼杵 72 番 83

## 津久見市

名称	所在地
津久見市民会館	津久見市大字津久見浦 3825 番地の 100
総合運動公園	津久見市大字千怒 5338 番地 外
津久見市武道館	津久見市大字津久見浦 3777 番地の 17
津久見市青少年研修センター	津久見市大字四浦 5903 番地の 5

## 竹田市

名称	所在地
竹田市総合文化ホール	竹田市大字玉来 1 番地 1
竹田市体育センター	竹田市大字玉来 1 番地 11
竹田市総合運動公園	竹田市大字竹田 1320 番地
竹田市飛田川野球場	竹田市大字飛田川 2239 番地 2
竹田市飛田川弓道場	竹田市大字飛田川 2239 番地 2
竹田市久住総合運動公園	竹田市久住町大字久住 2704 番地 2
竹田市直入総合運動公園	竹田市直入町大字長湯 8208 番地 10
竹田市B & G直入海洋センター体育館	竹田市直入町大字長湯 8208 番地 4
荻公民館	竹田市荻町馬場 367 番地
久住公民館	竹田市久住町大字久住 6154 番地
直入公民館	竹田市直入町大字長湯 8208 番地 6

## 由布市

名称	所在地
由布市挾間上原グラウンド	由布市挾間町向原 801 番地
由布市挾間谷グラウンド	由布市挾間町谷 615 番地
由布市挾間由布川グラウンド	由布市挾間町赤野 839 番地 1
由布市庄内天神山グラウンド	由布市庄内町西長宝 412 番地 1
由布市庄内総合運動公園	由布市庄内町大龍 1400 番地
由布市湯布院総合運動場	由布市湯布院町川南屋敷下 979 番地、992 番地
由布市挾間体育センター	由布市挾間町向原 17 番地 2
由布市挾間B & G海洋センター (多目的ホールに限る。)	由布市挾間町向原 18 番地

由布市湯布院B & G海洋センター (体育館及び会議室に限る。)	由布市湯布院町川北 1205 番地
由布市庄内体育センター	由布市庄内町大龍 2131 番地

## 日出町

名称	所在地
日出町中央公民館	日出町 3891 番地 2
日出町豊岡地区公民館	日出町大字豊岡 5586 番地
日出町日出地区公民館	日出町 3891 番地 2
日出町藤原地区公民館	日出町大字藤原 4380 番地 1
日出町川崎地区公民館	日出町大字川崎 2 の 868 番地 1
日出町大神地区公民館	日出町大字大神 2958 番地 1
日出町南端地区公民館	日出町大字南畑 3731 番地 3
日出町中央体育館	日出町 3891 番地 2
日出町川崎体育館	日出町大字川崎 3777 番地 1
日出町柔剣道場	日出町 3891 番地 2
日出町弓道場	日出町 3739 番地 1
日出町エアライフル射撃場	日出町 3683 番地
日出町保健福祉センター	日出町大字藤原 2277 番地 1

## 2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

## 3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互利用施設を設置する市町が負担する。

### 提案理由

大分都市広域圏を形成している大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させたく、この案を提出するものである。